

輸入事後調査について

令和2年10月

名古屋税関調査部特別関税調査官（第1担当）

輸入事後調査とは

輸入貨物について、輸入者、通関業者、当該輸入の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類を検査することにより当該貨物に係る輸入手続（納税申告）が関税法その他の関係法令の規定に従って適正に行われているか否かを確認する制度である。

輸入事後調査の目的

- 輸入された貨物について、輸入（納税）申告が関税法、関税定率法等関係諸法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認する。
- 不適切な課税状況があった場合にはこれを是正する。
- 加算税の賦課及び輸入者に対する適切な申告指導により、適正かつ公平な課税を確保する。
- 申告納税制度を補完するために導入された制度。

輸入事後調査の根拠法令

- 輸入事後調査の実施

関税法第105条第1項第6号

税関職員の質問検査権の明確化

- 受忍義務

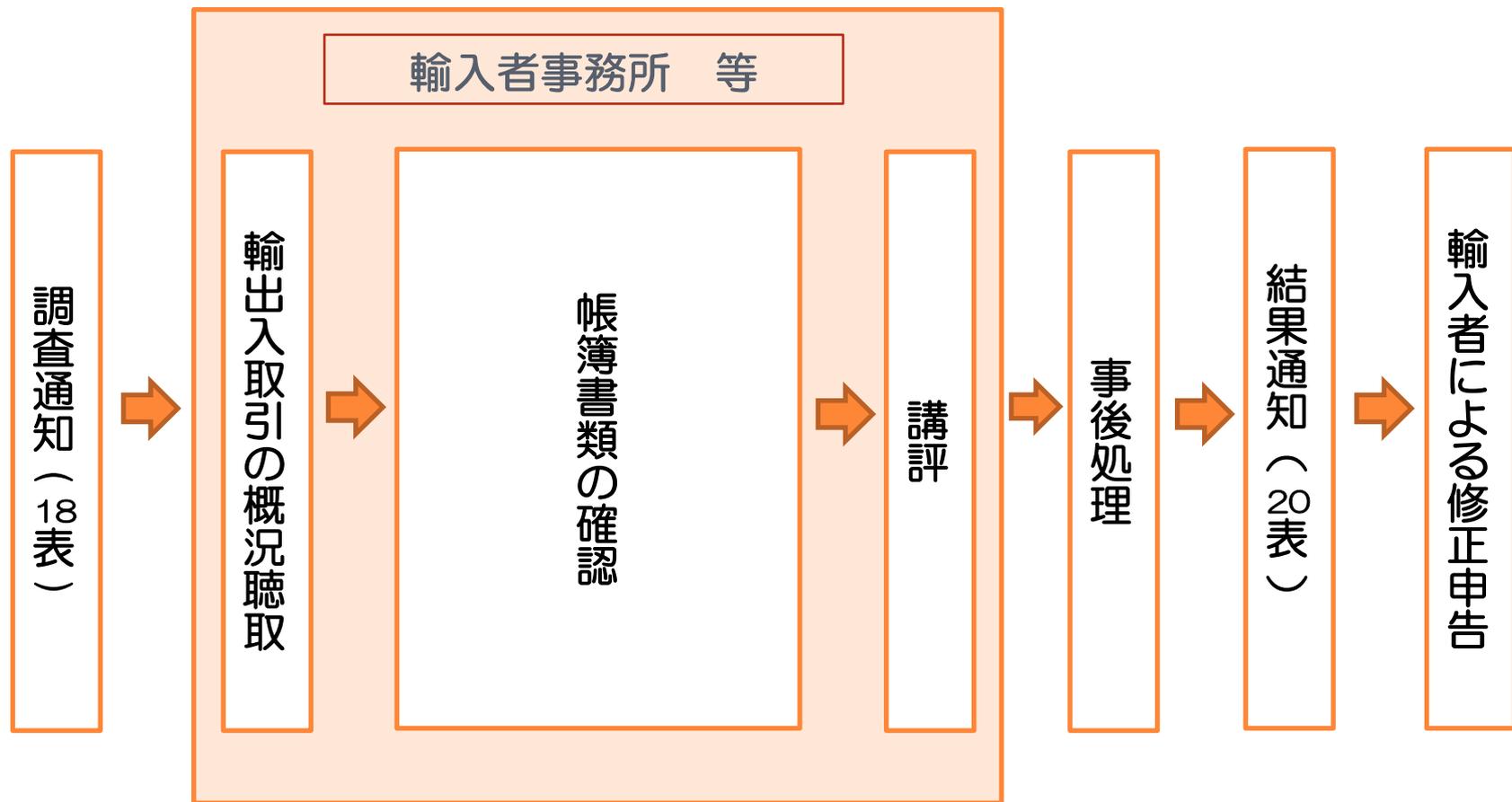
関税法第114条の2第1項第17号

税関職員の検査を忌避等した場合の罰則規定

(条文)

第105条第1項第4号の2又は第6号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由なくこれを応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

輸入事後調査の流れ（一般的な流れ）



実地調査の通知

○ 輸入者に対する調査通知

実地調査を行う場合には、輸入者に対し、原則として電話により実地調査を行おうとする日の1ヶ月前を目途に、調査通知を行うとともに、「輸入事後調査の実施について」（様式第18表）をFAX等により送付する。

○ 調査の事前通知（関税法第105条の2）

輸入者に対して調査を開始する日時等法令に定める事項を事前通知しなければならない。

- 調査開始する日時
- 調査を行う場所
- 調査の目的
- 調査の対象となる税目
- 調査の対象となる期間
- 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

調査事項及び調査対象

○ 調査事項

- 課税標準に関する事項
- 関税分類に関する事項
- 原産地（特惠（一般・EPA）税率）に関する事項

○ 調査の対象

関税法第105条第1項第6号

人（輸入者等）…質問

物（帳簿書類その他の物件）…検査

- 人的調査対象（例）輸入者、輸入の委託者
- 物的調査対象（例）輸入貨物、帳簿、会計帳簿等

○ 調査の対象期間

5年以内

輸入通関関係書類及び経理関係書類等

- 関税関係帳簿（輸入又は輸出の許可書等に記載したものを含む）
- 通関関係書類
（例）仕入書、B/L、信用状・海外送金依頼書等決済書類、
保険明細書、包装明細書、輸出関係書類等
- 経理関係書類
（例）総勘定元帳、仕入元帳、売上元帳、その他の補助簿
振替伝票、請求書綴、領収書綴等
- その他
（例）会社案内、会社組織図、法人税確定申告書、
消費税確定申告書、決算書、契約書、往復文書、
稟議書、電子メール等取引情報に係る電子的記録等

調査終了手続

輸入者に「輸入事後調査の結果について」を送付し通知

- 更正決定等をすべきと認められない場合（＝**是認**）

調査の結果、**更正決定等をすべきと認められない**納税申告については、輸入者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を通知する。（様式第20-1表又は様式第20-3）

- 更正決定等をすべきと認める場合（＝**否認**）

調査の結果、**更正決定等をすべき**納税申告については、輸入者にその調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む）を通知する。（様式第20-2表又は様式第20-3）

- 修正申告等の勧奨

調査の結果、納税申告に係る税額が適正でないこと等が判明した時は、**原則として修正申告を勧奨**する。ただし、勧奨に応じない場合には、更正決定等を行う。

輸入事後調査結果に基づく修正申告

○ 税関から輸入者へ

「輸入事後調査の結果について」及び

「**輸入（納税）申告別不足関税額等一覧表**」（様式第5表）を郵送

○ 輸入者から通関業者へ

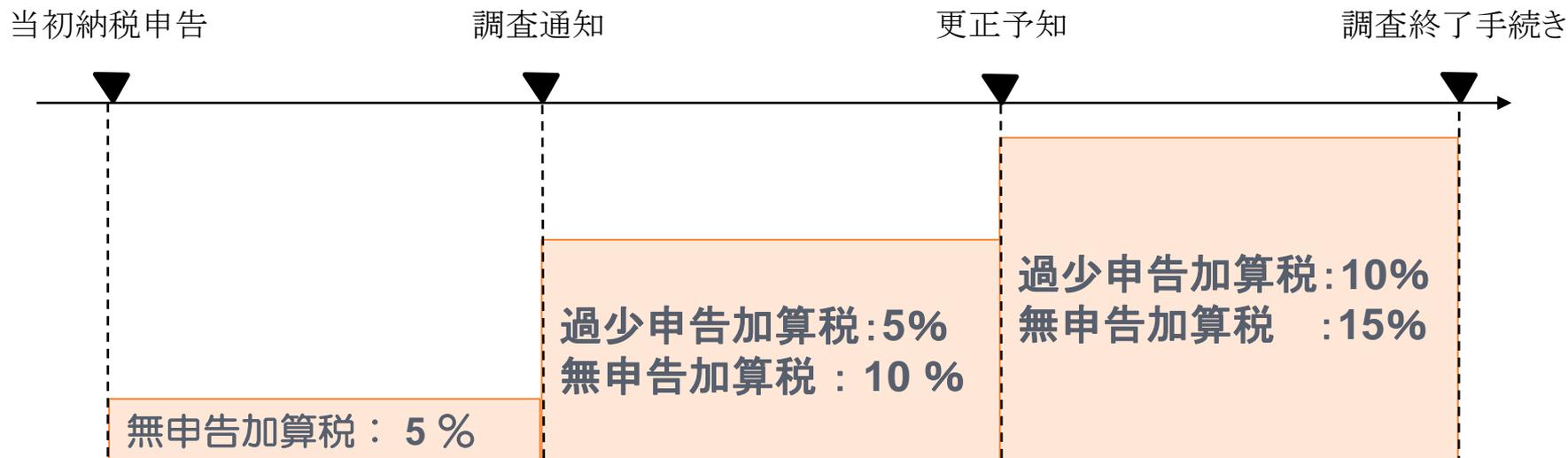
税関は、修正申告を勧奨する際に、修正申告手続きは輸入申告と同様、通関業者に依頼することができる旨を説明し、

通関業者に依頼をする場合には、その修正申告が「輸入（納税）申告別不足関税額等一覧表」に基づく修正である旨を通関業者に伝えるよう説明している。

○ 加算税

加算税がある場合は、修正申告後に税関から「加算税賦課決定通知書」等が郵送される。→ 輸入者が納税

加算税



納税義務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、納税申告をしていた場合



- 過少申告加算税に代え、重加算税35%（無申告の場合40%）
- 過去5年以内に重加算税が課されていた場合、さらに10%の割合が加算される。⇒ 重加算税45%（無申告の場合50%）

通関業者等の立会

輸入者が通関業者、弁護士若しくは弁護士法人、又は弁理士若しくは特許業務法人の立会いを要求する場合は、これを認めるが、それ以外の第三者の立会いについては、通関業法に抵触するおそれがあること及び守秘義務の観点から認められない場合があることに留意

(通関業法第3条)

立会時にできることの例

通関業者が意見を述べる機会の付与 (通関業法第15条)

帳簿保存に関する制度

関税法第94条第1項

保存期間：帳簿7年間 書類5年間

新設理由：

輸入者は、どのような帳簿書類が検査の対象となり、何年保存しておけばよいのかが法令上明らかでなかった。

(平成16年度関税法改正)

帳簿保存に関する制度

○ 電子帳簿保存法

情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者の国税関係帳簿書類の保存に係わる負担軽減のため電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について定めたもの

→ 最初の記録の段階から一貫してコンピューターを使用して作成する帳簿等について電磁的記録による保存が可能

関税法第7条の9及び第94条第3項

→ 電子帳簿保存法の規定を準用

○ 輸入取引に係る取引情報の電磁的記録の保存義務導入

→ 電子メール等の保存が必要

除斥期間等

- 関税の賦課権の除斥期間

＝課税処分（決定、更正又は賦課決定）をなし得る期間
法定納期限等から**5年**（改正前 3年）

携帯(別送)、譲受貨物で課税標準の申告があったものに係る賦課決定…3年

- 関税の徴収権の消滅時効

＝確定した関税を収納できる権利は時効によって消滅
法定納期限等から**5年**（改正前 3年）

脱税の場合には、除斥期間、消滅時効とも**7年**

（平成23年度関税法改正）

- 修正申告の期限

更正があるまで

守秘義務及び倫理規程

- 守秘義務

国家公務員法第100条

国家公務員に秘密の漏えいを禁止

- 倫理規程

国家公務員倫理規程

利害関係者との一定の行為を禁止又は制限

最近の輸入事後調査の結果

(平成30事務年度の全国税関分公表結果より)

	平成30事務年度 (対前年度比)	平成29事務年度
調査を行った輸入者①	4,079者(95.6%)	4,266者
申告漏れ等のあった輸入者②	3,231者(96.0%)	3,365者
申告漏れ等の割合②／①	79.2%	78.9%
申告漏れに等に係る課税価格	1,549億5,745万円(104.4%)	1,483億7,430万円
追徴税額 関税	12億2,257万円(65.2%)	18億7,418万円
消費税	124億6,906万円(106.8%)	116億7,548万円
合計	136億9,163万円(101.0%)	135億4,965万円

※事務年度:7月～翌年6月

最近の輸入事後調査の結果

(平成30事務年度の全国税関分公表結果より)

納付不足額が多い上位5品目

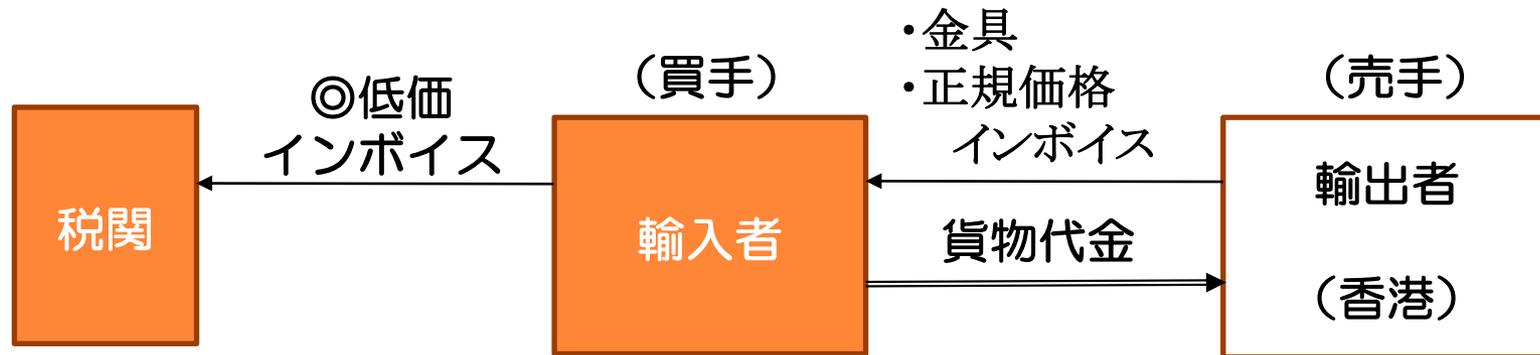
		平成30事務年度		平成29事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	85類	電気機器	33.6億円	85類	電気機器	24.9億円
2	90類	光学機器等	21.2億円	90類	光学機器等	21.9億円
3	87類	自動車等	14.4億円	87類	自動車等	13.2億円
4	84類	機械類	11.5億円	30類	医療用品	10.8億円
5	29類	有機化学品	8.8億円	84類	機械類	9.5億円

(注) 分類は、関税率表に従っています。関税率表は、HS条約の附属書の品目表に基づいて作成されています。

最近の輸入事後調査の結果

事例①

自ら作成した低価インボイスによる輸入申告《重加算税賦課事例》



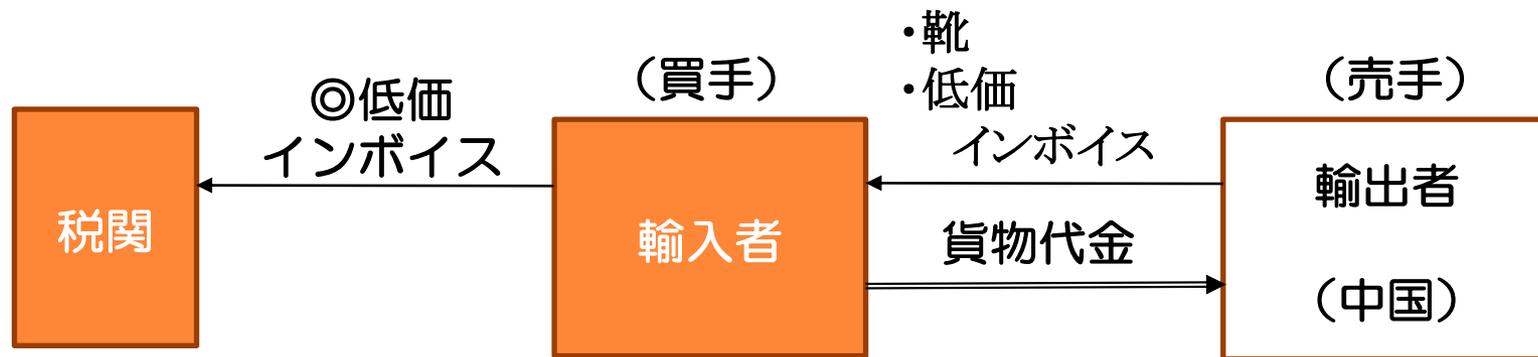
輸入者は、香港の輸出者から金具を輸入していました。輸入者は、**輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、正規の価格が記載されたインボイスをもとに自ら正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。**

その結果、申告漏れ課税価格は7,605万円、追徴税額は、829万円（うち重加算税202万円）でした。

最近の輸入事後調査の結果

事例②

輸出者に作成させた低価インボイスによる輸入申告《重加算税賦課事例》



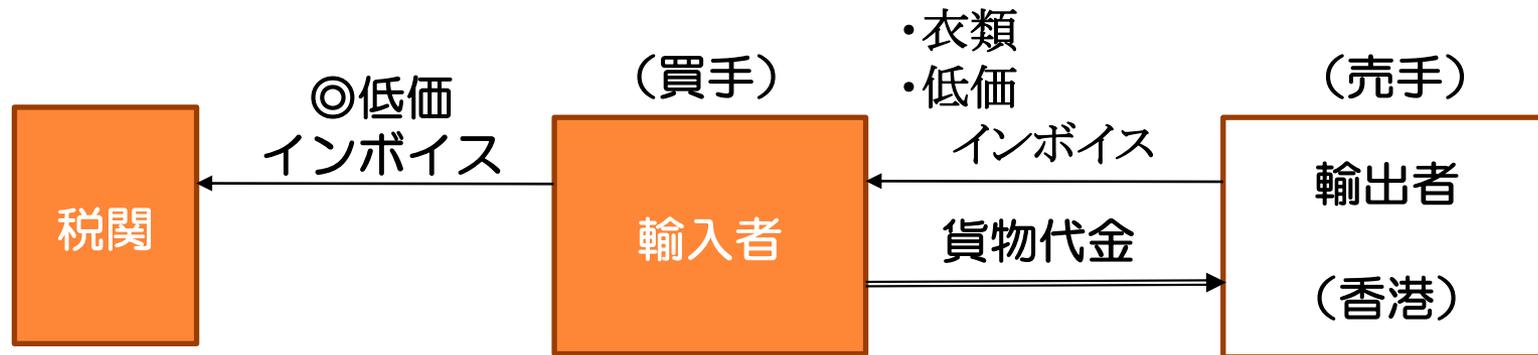
輸入者は、中国の輸出者から靴を輸入していました。輸入者は、**輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀し、輸出者に正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。**

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は2,218万円、追徴税額は、486万円（うち重加算税124万円）でした。

最近の輸入事後調査の結果

事例③

低価であることを知りながら是正せずに輸入申告《重加算税賦課事例》



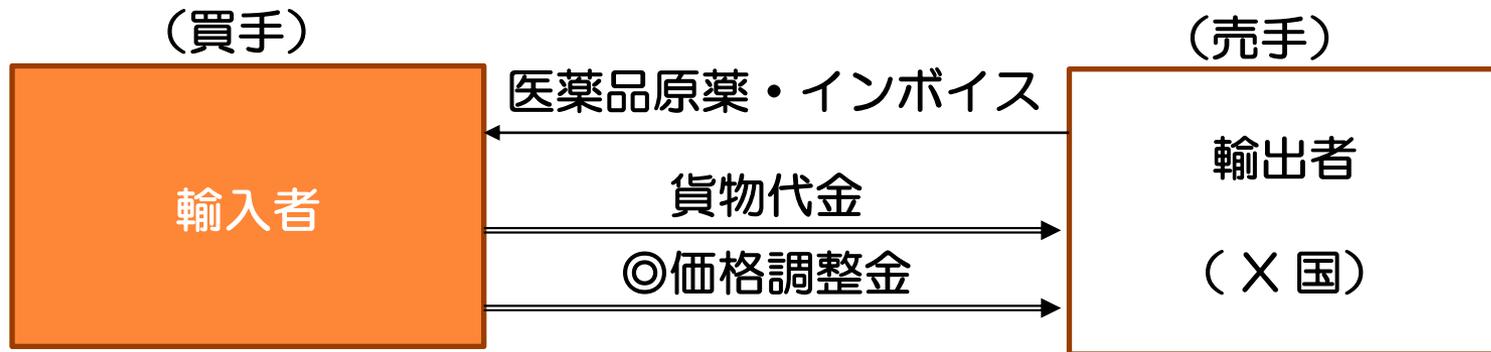
輸入者は、香港の輸出者から衣類を輸入していました。輸入者は、**輸入申告前に正規の価格を認識しており、輸出者から送付されたインボイスに記載された価格が正規の価格よりも低いことを知りながら、何ら是正することなく、税を免れる意図をもって、その課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。**

その結果、その他申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は5,175万円、追徴税額は、876万円（うち重加算税94万円）でした。

最近の輸入事後調査の結果

事例④

輸入者が支払った価格調整金（インボイス金額以外の貨物代金）の申告漏れ



輸入者は、X国の輸出者から医薬品原薬を輸入していました。

輸入者は、輸出者との取り決めに基づき、過去輸入した貨物について遡及して価格を見直し、増額となった金額を価格調整金として支払っていました。

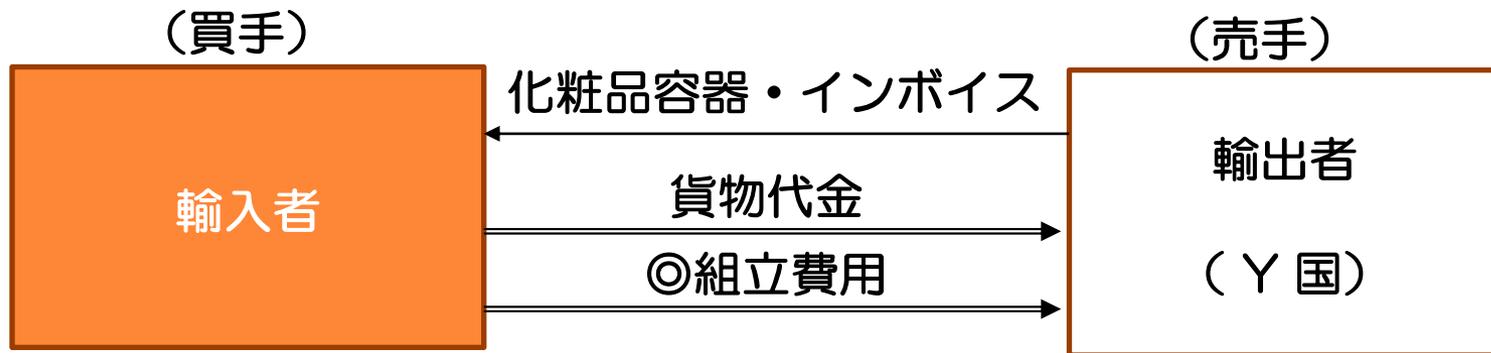
本来、この価格調整金は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者は修正申告を行っていませんでした。

その結果、申告漏れ課税価格は104億2,225万円、追徴税額は9億5,021万円でした。

最近の輸入事後調査の結果

事例⑤

輸入貨物に係る組立費用の申告漏れ



輸入者は、Y国の輸出者から化粧品容器を輸入していました。

輸入者は、輸出者に対して輸入貨物の組立費用をインボイス価格とは別に支払っていました。

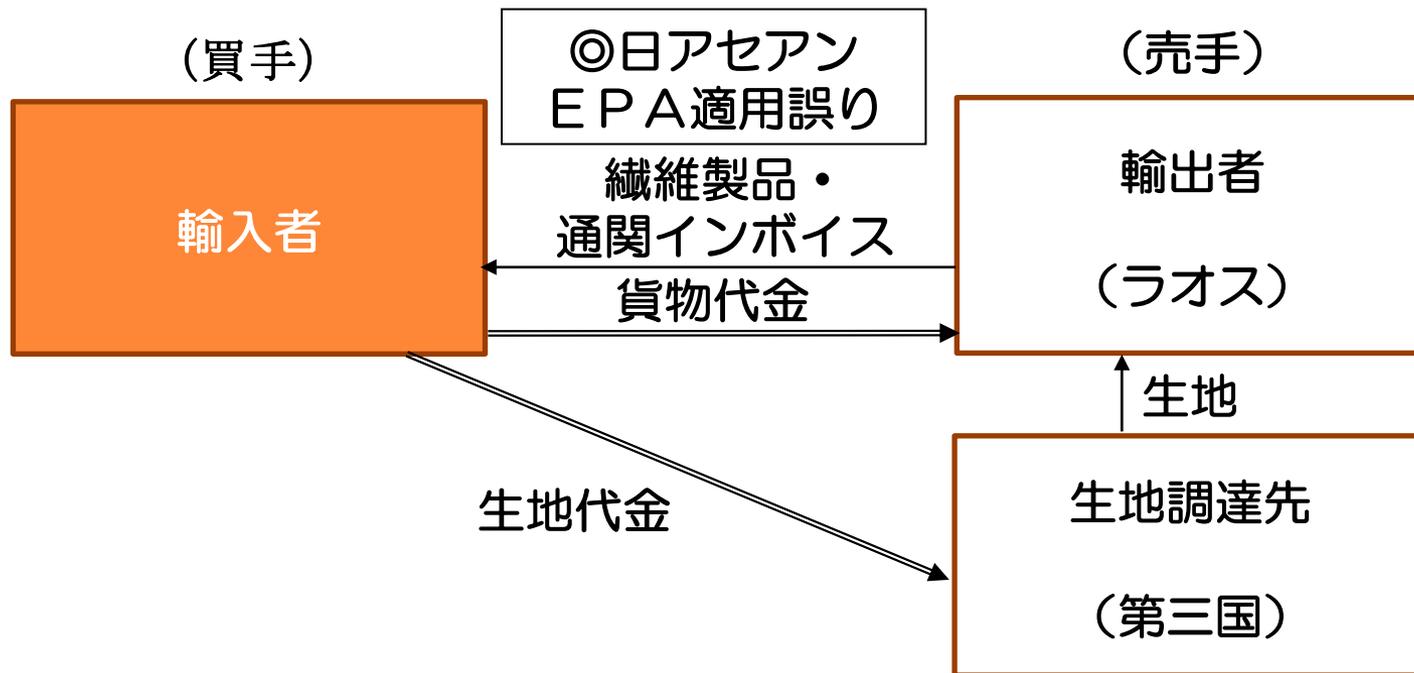
本来、この費用は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者は課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れを含め、申告漏れ課税価格は14億2,123万円、追徴税額は1億9,071万円でした。

最近の輸入事後調査の結果

事例⑥

EPA特恵税率の適用誤り



輸入者は、ラオスの輸出者から日アセアンEPAに基づきEPA特恵税率を適用して繊維製品を輸入していました。

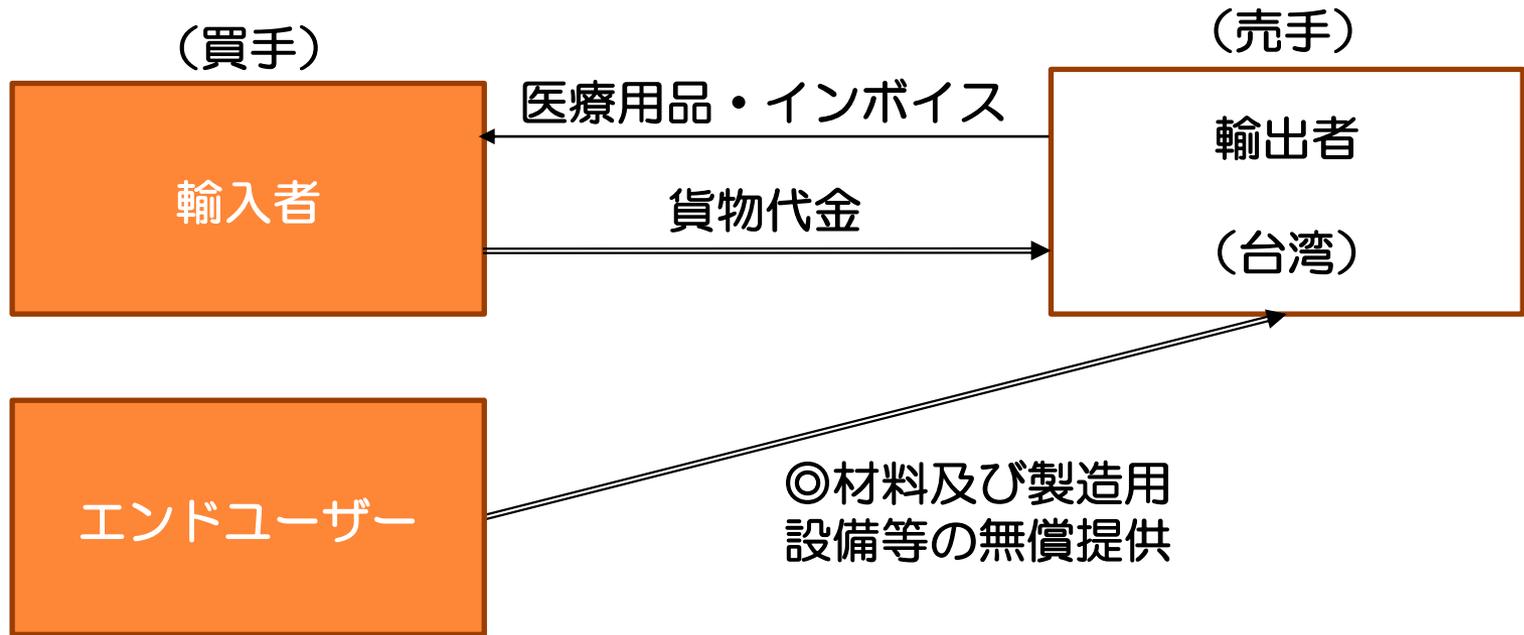
しかしながら、この繊維製品は**第三国から調達した生地を使用して生産**されており、**日アセアンEPAの原産品と認められる条件を満たしていない**ため、EPA特恵税率を適用することができず、WTO協定税率を適用することになりました。

その結果、その他の申告漏れも含め、追徴税額は1,679万円でした。

よくある非違事例

事例⑦

輸入者が無償提供した材料等費用の申告漏れ



輸入者は、台湾の輸出者から医療用品を輸入していました。輸入者は、輸出者に対して輸入貨物の生産に必要な材料及び輸入貨物の製造に使用する設備を本邦所在のエンドユーザーから無償で提供させていました。

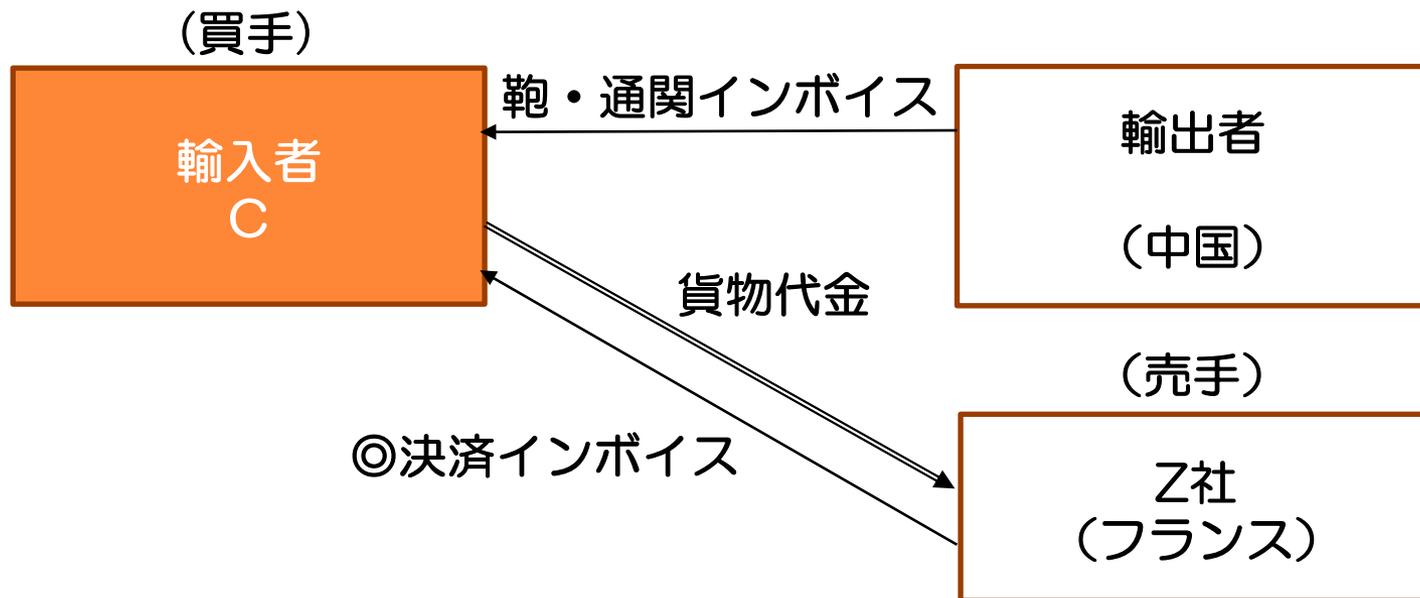
本来、この材料等の無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Bは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め申告漏れの課税価格は23億2,596万円、追徴税額は1億8,869万円でした。

よくある非違事例

事例⑧

決済金額と異なる価格が記載されたインボイスを用いた申告漏れ



輸入者Cは、中国の輸出者から靴を輸入していました。Cの経理担当者はフランスの売手Zから送付された**決済用インボイスに基づき貨物代金を支払**っていましたが、Cの輸入担当者は輸出者が作成した**決済金額と異なる価格で記載された通関用インボイス**を用いて申告していました。

本来、決済用インボイスの価格で申告するものでしたが、経理担当者と輸入担当者との連絡不足によりCは誤ったインボイスの価格で申告していました。25
その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格7億1,992万円、追徴税額は1億2,497万円でした。

ご清聴ありがとうございました。

令和2年10月

名古屋税関調査部特別関税調査官（第1担当）